

河川管理者（岡山県）との開発協議における 「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」等の補足について

お 知 ら せ

岡山県土木部河川課

河川管理者（岡山県）との開発協議においては、次の補足内容にも留意のうえ協議資料の作成をお願いします。

1 補足する手引き等

- ・「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（平成27年4月版）」
- ・「林地開発許可申請の手引（平成27年10月版）」
- ・「岡山県県土保全条例の手引き（平成28年4月版）」
- ・「防災調節池等技術基準（案）増補改訂（一部修正版）」
の記載内容を補足します。

2 補足内容

- （1）森林法における河川管理者との協議
- （2）下流域の調査範囲等
- （3）直接放流区域の取り扱い
- （4）複数法令が適用となる場合の防災調節池設計の考え方
- （5）貯留施設の余裕高

3 その他

- ・平成28年4月1日以降、初回協議分から適用する。

【問合せ先】

土木部河川課計画班

TEL 086-226-7479

- ・「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（平成27年4月版）」
 - ・「林地開発許可申請の手引（平成27年10月版）」
 - ・「岡山県県土保全条例の手引き（平成28年4月版）」
 - ・「防災調節池等技術基準（案）増補改訂（一部修正版）」
- } の補足

1 森林法における河川管理者との協議

- ・「林地開発許可申請の手引（平成27年10月版）」P. 15

安全に流下させることができない地点の選定及び洪水調節池の設置その他の措置の決定は「当該河川管理者」との協議によるものとする。

補 足

原則として1ヘクタール以上の開発行為においては、次の河川管理者と協議のうえ、下流域の治水対策を講じること。

一 下流域において、岡山県が管理する1級河川又は2級河川（河川法）へ流入する場合は、県の河川管理者。

（窓口は、各県民局建設部管理課又は各地域事務所地域建設部地域管理課等）

二 下流域において、準用河川（河川法）又は普通河川で海域に直結している場合は、各市町村の河川管理者。

2 下流域の調査範囲等

- ・「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（平成27年4月版）」P. 303

ハ 下流許容放流量 Q_{pc} の算定（図1）

下流河川において治水上最も危険な地点（流下能力が最小）で次の式により決定する。流下能力の算定はマンシング公式によること。

$$Q_{pc} = Q \cdot \frac{A}{a} \quad (= \text{比流量} \times A)$$

- Q_{pc} ：下流許容放流量（ m^3/sec ）
- Q ：検討地点における河川等の現況流下能力（ m^3/sec ）
- A ：放流地点における流域面積（ha）
- a ：河川等の最小流下能力算定地点から上流の流域面積（ha）

補 足

【①ネック地点の調査範囲】（図2）

ネック地点の調査範囲は、放流地点から一級河川、二級河川合流部に加えて、次の式の範囲とする。

$$\frac{A}{a'} < 1\%$$

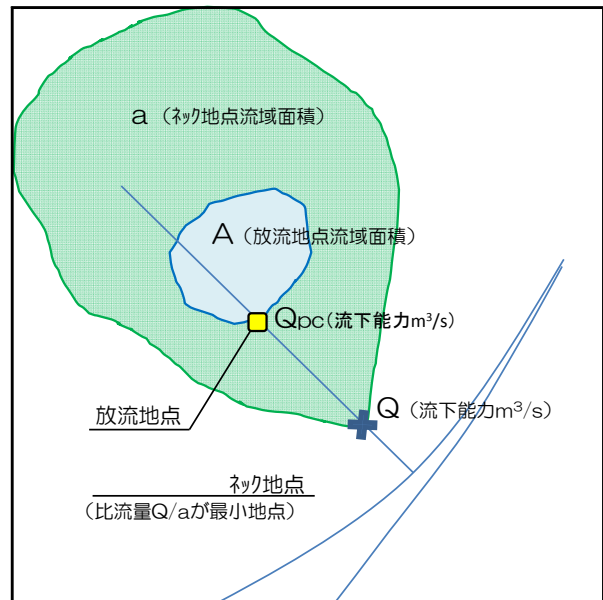


図1. ネック地点の考え方

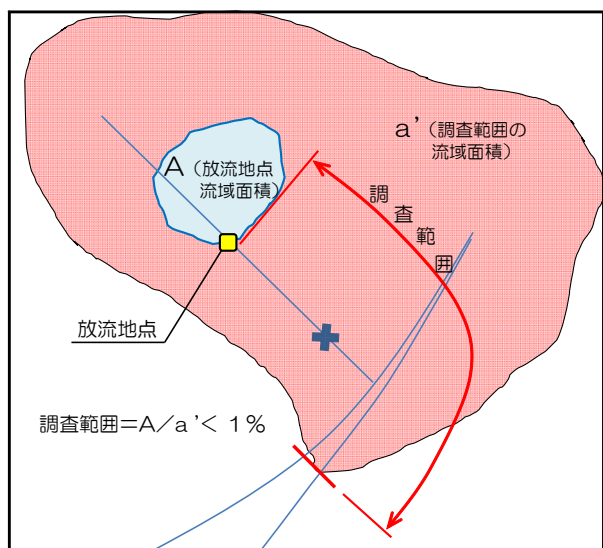


図2 ネック地点の調査範囲

- A : 放流地点における流域面積 (ha)
a' : 調査範囲の流域面積 (ha)

【 ②流下能力の算定方法等 】

許容放流量を決定する上で、必要となる流下能力の算定方法等を次に示す。

- 余裕高は、0.6mを基本とする。
水路幅10.0m未満の場合、余裕高は0.3m以上かつ水路高の2割とする。
なお、水路幅は計画高水位(H.W.L)の箇所の幅とする。
(H.W.L設定有：申請者は県民局等で資料を確認し、設定された水位を使用する。)
(H.W.L設定無：水路天端から余裕高を除いた高さをH.W.Lとする。)
- 管路の流下能力は、流水断面積を3/4の管路断面積として算出すること。
「防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正版)」P.45参照
- 蓋がされている水路の余裕高は、蓋の断面を除き水路高の2割とする。
- 床板橋等がある箇所の断面は、床板部分の断面を除き余裕高を確保した断面とする。
- 協議にあたっては、調査箇所の全景写真を添付すること。
なお、水路幅10.0m未満の水路については、測量ポールやリボンテープ等により断面寸法が確認できる写真を添付すること。

3 直接放流区域の取り扱い

- ・「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き(平成27年4月版)」
- ・「林地開発許可申請の手引(平成27年10月版)」
- ・「岡山県県土保全条例の手引き(平成28年4月版)」
- ・「防災調整池等技術基準(案)増補改訂(一部修正版)」

補 足

開発区域からの流出水は、全て防災調節池を通過させることを原則とするが、やむを得ず直接河川等に放流する区域(直接放流区域)がある場合は、その区域について本来調節すべき流量分をあらかじめ許容放流量から先取りするものとする。

直接放流区域 : 開発行為を行う区域のうち、造成するにもかかわらず流出水が防災調節池には流入しない区域のこと。

4 複数法令が適用となる場合の防災調節池設計の考え方

- ・「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き(平成27年4月版)」
- ・「林地開発許可申請の手引(平成27年10月版)」
- ・「岡山県県土保全条例の手引き(平成28年4月版)」

補 足

複数法令が適用となる場合は、防災調節池の規模が大きくなる法令の設計基準により貯留量等を決定すること。

5 貯留施設の余裕高

- ・「防災調整池等技術基準(案)増補改訂(一部修正版)」P.40

第24条 非越流部天端高

堤体の非越流部天端標高は、前第23条に規定する流量を流下させるに必要な水位に0.6mを加えた高さ以上としなければならない。

補 足

- ・地下貯留施設の余裕高は、貯留高の 1 割から 2 割程度とする。
なお、余裕高には越流水深は含まない。

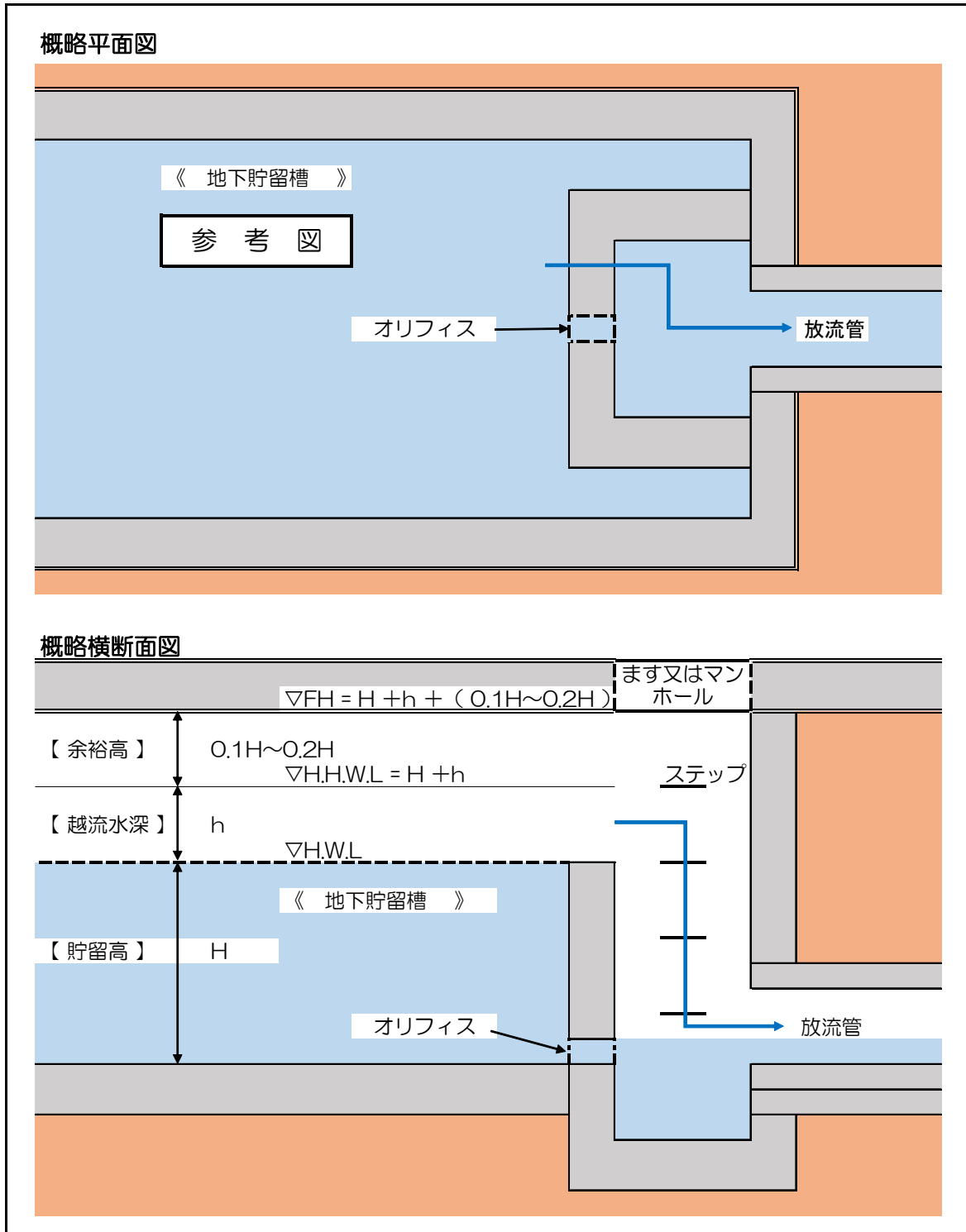


図 3 《参考》地下貯留施設の余裕高の概念図

以上